

会計・監査 Report

June 2026

vol. 40

2026年3月期有価証券報告書作成上の留意事項

2026年3月期の有価証券報告書作成上の留意事項としては以下の項目があります。本稿では、有価証券報告書を作成するにあたって留意すべき以下の事項を中心に解説していきます。

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。

有価証券報告書作成上の留意事項

- I. 有価証券報告書に関連する「企業内容等の開示に関する内閣府令」(以下、開示府令という。)の改正
 - 1. 重要な契約に関する開示
 - 2. 人的資本開示に関する制度見直し
 - 3. 総会前開示への対応等
- II. 有価証券報告書レビューについて

I. 有価証券報告書に関連する開示府令の改正

1. 重要な契約に関する開示

重要な契約に関する開示府令の改正は、2023年12月22日に公布されており、当該改正の施行日（2024年4月1日）前に締結された契約については、2025年3月31日以前に開始する事業年度に係る有価証券報告書までは、記載を省略する旨の記載で足りるとされていました。しかし、2026年3月期の有価証券報告書においては、施行日（2024年4月1日）前に締結された契約についても開示する必要があります。

(1) 改正の経緯と改正内容

2022年6月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」では、我が国における「重要な契約」に関する開示は、「投資判断にとって重要 (material) な契約が開示対象であることが、十分実務に浸透していない」、「明示的に開示が求められていなければ開示不要との受止めの下、企業が開示に消極的になっている面がある」といった理由により同様の制度を有する諸外国と比較して不十分であると指摘されていました。

そこで、以下の個別分野における「重要な契約」について、開示すべき契約の類型や求められる開示内容を具体的に明らかにすることで、適切な開示を促すことが考えられるとの提言がなされ、2023年12月22日に改正開示府令が公布されました。

- ・企業・株主間のガバナンスに関する合意
- ・企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意
- ・ローン契約と社債に付される財務上の特約

また、従来「経営上の重要な契約等」であった様式上の開示項目の名称について、「経営上」という点に重きを置くものではないことを明確にするために、「経営上の」という文言が削除され、「重要な契約等」に変更されました。

それぞれの個別分野における「重要な契約等」について有価証券報告書への記載が求められる事項は、以下のとおりです。

項目	記載事項
企業・株主間のガバナンスに関する合意	有価証券報告書の提出会社（提出会社が持株会社の場合には、その子会社含む）が、提出会社の株主との間で、以下のガバナンスに影響を及ぼし得る合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く）を締結している場合、有価証券報告書に当該契約の概要や合意の目的及びガバナンスへの影響等の開示が求められる a) 役員候補者指名権の合意 b) 議決権行使内容を拘束する合意 c) 株主総会又は取締役会決議事項に係る事前承諾事項等に関する合意
企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意	有価証券報告書の提出会社が、提出会社の株主（大量保有報告書を提出した株主）との間で、以下の株主保有株式の処分等に関する合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く）を締結している場合、有価証券報告書に当該契約の概要や合意の目的等の開示が求められる a) 保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意 b) 保有株式の買増しの禁止に関する合意 c) 株式の保有比率の維持の合意 d) 契約解消時の保有株式の売渡請求の合意
ローン契約と社債に付される財務上の特約	有価証券報告書の提出会社又は連結子会社が、財務上の特約の付されたローン契約の締結又は社債の発行をしている場合であって、その残高が連結純資産額の10%以上である場合には（同種の契約・社債はその負債の額を合算する）、当該契約又は社債の概要及び財務上の特約の内容の開示が求められる

(2) 適用時期

有価証券報告書への記載については、2025年3月31日以後に終了する事業年度から適用されています。適用開始後であっても、上述の施行日(2024年4月1日)前に締結された契約については、2025年3月31日以前に開始する事業年度に係る有価証券報告書まで、記載を省略できましたが、2025年4月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書等においては、当該契約についても記載する必要があります。

2. 人的資本開示に関する制度見直し

(1) 改正の経緯と改正内容

2025年6月に公表された「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025」において提言されている人的資本に関する開示の拡充のため、2026年2月20日に改正開示府令が公布されました。

このような人的資本の開示の充実を図る趣旨は、人的資本が中長期的な企業価値の向上のために不可欠な要素であり、投資者にとって企業の成長可能性を判断するために重要であると考えられることにあります。

〈記載場所の変更等〉

改正された開示府令では、【従業員の状況】の記載拡充を図るとともに、他の関連する記載との関係を考慮した記載場所の整理をしています。【従業員の状況】の記載場所について、改正前は第1【企業の概況】の5【従業員の状況】に記載されていましたが、改正後は、第4【提出会社の状況】5【従業員の状況等】に記載されます。

なお、当該記載の整理により、後述の【人材戦略に関する基本方針等】については、第2【事業の状況】の1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】における経営方針・経営戦略等や、第4【提出会社の状況】の4【コーポレート・ガバナンスの状況等】の(4)【役員の報酬等】を踏まえた開示として位置づけられます。

また、上記の記載場所の変更に関連して、改正により、使用人のみを対象としたストックオプション制度や役員・従業員株式所有制度を導入している場合における制度の概要を、5【従業員の状況等】(2)【従業員の状況】に記載することができるようになりました。この場合、改正前に記載していた第4【提出会社の状況】の1【株式等の状況】には、5【従業員の状況等】(2)【従業員の状況】に記載している旨を記載することになります。

記載箇所の移動

改正前	改正後
第二部【企業情報】 第1【企業の概況】 (中略) 5【従業員の状況】 (中略) 第4【提出会社の状況】	第二部【企業情報】 第1【企業の概況】 (中略) 第4【提出会社の状況】 (中略) 5【従業員の状況等】 (1)【人材戦略に関する基本方針等】 (2)【従業員の状況】

〈記載項目の追加〉

上述の〈記載場所の変更等〉の5【従業員の状況等】には、追加的に以下の記載をすることが必要になります。

記載場所	記載事項
【人材戦略に関する基本方針等】	a) 連結ベースの企業戦略と関連付けた人材戦略 b) a)を踏まえた従業員給与等の決定方針(提出会社についての方針 ^{*1} に限定可)
【従業員の状況】	c) 提出会社の従業員の平均給与の対前年比増減率 ^{*2}

*1 ただし、提出会社が主として子会社の経営管理を行う会社である場合には、提出会社及び最大人員会社(外国会社を除く連結子会社のうち、従業員数が最も多い会社(当該会社の従業員数が連結会社の従業員数の過半数を超えない場合には、次に従業員数の多い会社も含む。))についての方針を記載します。

*2 提出会社が主として子会社の経営管理を行う会社である場合には、最大人員会社(*1参照)に係る最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与(賞与を含む)及び追加された上記の平均年間給与の対前事業年度増減率について、会社ごとに区分して記載します。

追加された各項目について必要となる記載は、以下のとおりです。

追加された項目について必要となる記載

項目	記載内容
a) 連結ベースの企業戦略と関連付けた人材戦略	【人材戦略に関する基本方針等】において、連結会社の人材戦略を連結会社の経営方針・経営戦略等に関連付けて、具体的に記載します。 なお、人材戦略については、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の項目に記載した経営方針・経営戦略等と関連付けて記載する必要があります。
b) 従業員給与等の決定方針	【人材戦略に関する基本方針等】において、連結会社の従業員(連結会社の事業活動の特性上、臨時従業員が果たす役割が重要である場合には、臨時従業員を含む)の給与(賞与を含む)その他の給付の額及び内容の決定に関する方針について、具体的に記載します。なお、上述の通り、当該方針は、提出会社に係るものに限ることができます。
c) 提出会社の従業員の平均給与の対前年比増減率	【従業員の状況】において、平均年間給与の対前事業年度増減率を記載します。 なお、平均年間給与の対前事業年度増減率は、最近事業年度における平均年間給与(賞与を含む)からその前事業年度における平均年間給与を控除した額を当該前事業年度における平均年間給与の額で除して得た割合として算定します。

(2) 適用時期

2026年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されます。

3. 総会前開示への対応

(1) 改正の経緯と改正内容

会社の開示負担を軽減し、株主総会前の有価証券報告書の開示を促進する観点から改正が行われました。

有価証券報告書において、総会前開示を行う場合における定時株主総会又は定時株主総会直後に行われる取締役会の決議事項に係る記載として求められる事項が、改正前は、有価証券報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものとされていましたが、改正後は自己株式の取得及び剰余金の配当に関する事項のみに限定されました。

改正前後での記載内容の変更は以下のとおりです(開示府令第三号様式「記載上の注意(1) 一般的事項」)。

改正前	改正後
この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合であって、この報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載すること。	この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合において、 <u>会社法第156条第1項の規定による株式の取得及び同法第453条の規定による剰余金の配当に関する事項</u> が当該定時株主総会又は取締役会の決議事項になっているときは、その旨及びその概要を関連する箇所に記載すること。

上記の改正により、たとえば、改正前に記載が求められていた、総会前に有価証券報告書の開示を行った場合における提出日現在及び定時株主総会決議後の「取締役の状況」について、改正後においては、定時株主総会決議後の「取締役の状況」の記載は不要になります。

なお、改正後において、総会前に開示する有価証券報告書において決議予定の役員の異動について任意に記載した場合であって、予定通り選任された場合には、代表取締役の異動に係る臨時報告書の提出(開示府令第19条第2項第9号)及び半期報告書の「役員の状況」による開示は不要と考えられます(総会前開示に関するQ&A 2-c役員の異動に関する開示について)。

(2) 適用時期

2026年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用されます。

Ⅱ. 有価証券報告書レビューについて

1. 有価証券報告書レビューの概要

金融庁は、2026年3月27日に、2025年度に実施した有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等を公表し、2026年4月28日に2026年度の有価証券報告書レビューの実施について公表しています。

2026年度の有価証券報告書レビューでは、2025年度の審査において識別された課題の状況等を踏まえ、法令改正関係等審査を実施するとともに、近年の開示府令の改正や実務動向を踏まえ重点テーマ審査が実施されます。

2. 法令改正等関係審査及び重点テーマ審査の結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項

2025年度の有価証券報告書レビューでは、2024年度の審査において識別された課題の状況等を踏まえ、以下の開示府令等の改正に関する法令改正等関係審査が実施されました。

- 2024年4月に施行された重要な契約等の開示に関する開示府令の改正(2023年12月22日改正)
- 2025年1月に施行された政策保有株式等の開示に関する開示府令の改正(2025年1月31日改正)及び関連する開示項目
- 2024年4月に施行された内部統制報告書等に関する改正(2023年6月30日改正)

また、上記法令改正等関係審査に併せてサステナビリティに関する企業の取組の開示及びコーポレート・ガバナンスに関する開示(政策保有株式関連の開示を含む)を重点テーマとした審査が実施されています。

金融庁は、有価証券報告書レビューの結果として、2024年度の有価証券報告書レビューで識別された課題が2025年度においても複数の審査対象会社で識別され、また、2025年度の有価証券報告書レビューにおいて新たな課題が識別されたとして、その内容を具体的に公表しています。

識別された主な課題は以下のとおりです。なお、当年度において新たに識別された課題については下線を付しています。

- サステナビリティに関する考え方及び取組
 - サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である。
 - サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程の記載がない又は不明瞭である。
 - 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である。
 - サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である。
 - 戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載がない。
 - 人的資本に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である。
- コーポレート・ガバナンスの状況等
 - 取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない。
 - 内部監査が取締役に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない。
 - 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的（保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む）が具体的に記載されていない。
 - 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が安定株主の確保にあるにもかかわらず、当該目的が記載されていない。
 - 取締役会等における政策保有株式の保有の適否に関する検証についての開示と実態に乖離がある。
 - 保有目的を純投資目的に変更した場合に、保有目的の変更の理由の記載、又は、変更後の保有又は売却に関する方針の記載が不明瞭である。
- 重要な契約等
 - 企業・株主間のガバナンスに関する合意に該当する重要な契約等の開示において、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程、又は、当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）の記載がない又は不明瞭である。
 - 重要な契約等が2024年4月に施行された改正開示府令等の施行日（2024年4月1日）前に締結された契約である場合に、記載を省略する旨の記載（2025年4月1日より前に開始する事業年度に係る有価証券報告書までの経過措置）をしていない。
- 内部統制報告書
 - 内部統制報告書の「財務報告に係る内部統制の評価の範囲」の記載について、改正内部統制府令ガイドラインで定められている事項について「決定した事由」の記載がない又は不明瞭である。

3. 2026年度の有価証券報告書レビュー及び2025年度の有価証券報告書レビューで 識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集について

(1) 2026年度の有価証券報告書レビューについて

金融庁は、2026年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書のレビューについて、以下の内容で実施すると公表しています。

① 法令改正等関係審査

- 2024年4月に施行された重要な契約等の開示に関する改正（本稿 I .1.参照）
- 2026年2月に施行された人的資本開示に関する改正（本稿 I .2.参照）

② 重点テーマ審査

- 人的資本に関する開示

2026年2月に施行された人的資本開示に関する改正（本稿 I .2.参照）の適用にともない、有価証券報告書において開示される「従業員の状況等」に関する記載内容について提出会社による自主的な改善に資するよう審査するとされています。また、有価証券報告書において開示される「サステナビリティに関する考え方及び取組」における人的資本に関する記載内容についても、同様に審査するとされています。

(2) 有価証券報告書レビューで識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集

金融庁は、有価証券報告書レビューの結果の公表に際し、有価証券報告書提出会社の自主的な改善に資するよう、有価証券報告書レビューで識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を取りまとめてあわせて公表しています（[令和7年度 有価証券報告書レビューにおいて識別された課題対応にあたって参考となる開示例集](#)）。

金融庁が公表している開示例集は、より充実した有価証券報告書の開示に資するものと考えられますので積極的に活用することが望まれます。

以上

太陽有限責任監査法人

公認会計士 渡邊 昌平

text : shohei watanabe